

富山市財政の健全化判断比率などをお知らせします

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、次のとおり公表します。

圖財政課 ☎443-2146

富山市の健全化判断比率、資金不足比率

比率の名称		令和3年度 決算	令和4年度 決算	早期(経営) 健全化基準
健全化判断比率	①実質赤字比率	—	—	11.25%
	②連結実質赤字比率	—	—	16.25%
	③実質公債費比率	7.5%	8.0%	25.0%
	④将来負担比率	104.8%	94.9%	350.0%
	⑤資金不足比率	—	—	20.0%

国の基準

- ▶赤字はありません
- ▶赤字はありません
- ▶前年度から0.5ポイント上昇
- ▶前年度から9.9ポイント改善
- ▶資金不足はありません

令和4年度決算では
①～⑤の各指標は、
国の基準を
下回りました。

※「—」…①②は赤字額なし、⑤は対象全ての会計で資金不足額なしを示します。

※①②における早期健全化基準は、自治体の財政規模により異なります。

①～⑤の各指標が、早期健全化基準(⑤の場合は経営健全化基準)以上となった場合、改善が必要な状態とみなされ、財政(経営)健全化計画を策定することが義務付けられています。



「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」とは

地方公共団体の財政を堅実で良好な状態にするために、健全性に関する比率を公表し、健全化の計画を策定する制度を定める法律です。

健全化判断比率・資金不足比率とは

①～④が「健全化判断比率」です

①実質赤字比率

一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額(=赤字額)が、標準財政規模^(※1)に占める割合です。

▲①、②の比率が高い=赤字の程度が大きい、財政運営が深刻です。

②連結実質赤字比率

一般会計等のほか全ての会計の赤字額が、標準財政規模に占める割合です。

③実質公債費比率

一般会計等の借入金(地方債)の返済額やこれに準じる額(公営企業会計の公債費にあてる繰出金)などが、標準財政規模を基本とする額に占める割合です。

▲③の数値が高い=資金繰りが悪化しています。

④将来負担比率

一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の残高が、標準財政規模を基本とする額に占める割合です。

▲④の数値が高い=将来の財政を圧迫する可能性が高くなります。

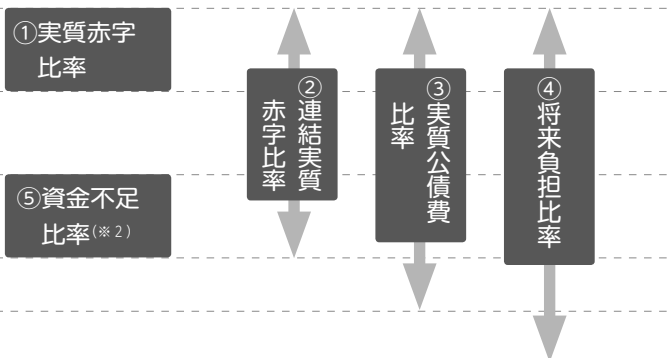
⑤資金不足比率

公営企業の資金不足額が、事業規模に対して占める割合です。

(※1)標準財政規模とは、地方公共団体の市税や普通交付税などによる収入の1年間の一般財源の合計額です。

参考 自治体財政のイメージと各比率の対象範囲

地方公共団体	一般会計等 福祉、教育、まちづくりなどの行政サービス
	特別会計 介護保険事業、国民健康保険事業など
	公営企業会計 水道事業、病院事業など
	一部事務組合など
	地方公社など



(※2)資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定。